

AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（案）  
に対する意見

ページ番号	大項目	小項目	意見
1ページ	前文（冒頭）	—	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 民放連は今回示された基本方針（案）が、「民間AMラジオ放送事業者のAM放送のFM転換等に関する『実証実験』の考え方」（2020年12月）を踏まえて策定されたものと理解しております。本基本方針の冒頭で、同考え方との関係性を明記していただきたいと考えます。</li><li>・ 同考え方のうち、今回の基本方針（案）に盛り込まれなかった部分については、現時点の認識をあわせて明記していただきたいと考えます。</li></ul>
—	全体	—	<ul style="list-style-type: none"><li>・ AM局の運用休止を可能とするための特例措置を設けることは妥当と考えます。</li></ul>
—	全体	—	<ul style="list-style-type: none"><li>・ AM局の運用休止が円滑に行われ、有意義なものとなるよう、総務省は今回の意見募集や、2023年2月頃に実施予定の「特例措置の適用を希望する民間AMラジオ放送事業者の意向調査」などにおいて、ラジオ各社の個別の意見や要望を十分に把握していただくよう要望します。</li><li>・ 「民間AMラジオ放送事業者のAM放送のFM転換等に関する『実証実験』の考え方」において、「国として実証実験を行う」としていた趣旨に鑑みれば、総務省は今般のAM局の運用休止において、社会的影響を最小限にするため、特例措置実施の問い合わせ対応に留まらず、リスナーに寄り添った積極的な対応を行うべきものと考えます。</li></ul>